

# 令和7年度 国民年金保険料が変わります

## 国民年金の加入者とは

20歳以上60歳未満の全ての方が加入しなければなりません。種別ごとに納付方法や届出先が異なります。

種別	対象	納付方法	届出先
第1号被保険者	自営業者、農林漁業者、学生など	全額本人が納付 (口座振替納付やクレジットカード納付もあります)	役場 住民医療課医療年金係
第2号被保険者	会社員、公務員など (厚生年金加入者)	給料から天引きされた本人負担分と 事業主負担分を合わせて勤務先が納付	勤務先
第3号被保険者	第2号被保険者に 扶養されている配偶者		第2号被保険者の勤務先

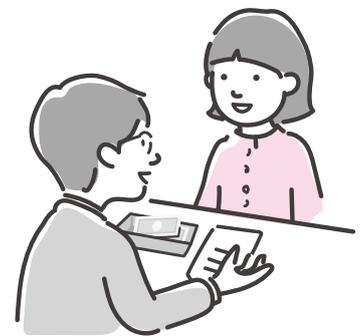
令和7年度の国民年金第1号被保険者の保険料は

**月額 1万7,510円**です (令和6年度から530円引き上げ)

### ■前納制度

国民年金の保険料は翌月末が納期限となっていますが、まとめて前払いすると割り引きになる前納制度があります。納付方法や前納の種類は次のとおりです。

種類	納付書	口座振替	クレジットカード
翌月末振替(割り引きなし)	○	○	○
当月末振替(早割)	×	○	×
6カ月前納	○	○	○
1年前納	○	○	○
2年前納	○	○	○



### ■免除・学生納付特例制度

所得の少ない方や学生の方で、保険料を納めることが経済的に困難な場合、保険料の納付が免除または猶予される制度があります。申請時点から2年1カ月前までさかのぼって申請できます。

※ ただし、制度ごとに所得制限などがあるので、承認されないこともあります。

種類	納付額	年金反映額
全額免除	0円	全額納めた場合の8分の4
4分の3免除	4,380円	全額納めた場合の8分の5
半額免除	8,760円	全額納めた場合の8分の6
4分の1免除	1万3,130円	全額納めた場合の8分の7
納付猶予・学生納付特例	0円	年金額に反映されません

### ■問い合わせ先

▽半田年金事務所国民年金課

☎(21)2375

▽住民医療課医療年金係

☎(48)1111(内1116)

